

1

令和 3 年第 4 回

多治見市議会定例会議案

令和 3 年 8 月 23 日

目 次

報第21号	専決処分の報告について	1
報第22号	専決処分の報告について	2
報第23号	専決処分の報告について	3
認第1号	令和2年度多治見市一般会計歳入歳出決算の認定について	4
認第2号	令和2年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
認第3号	令和2年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6
認第4号	令和2年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	7
認第5号	令和2年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算の認定について	8
認第6号	令和2年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9
認第7号	令和2年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	10
認第8号	令和2年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	11
報第24号	令和2年度多治見市基金の運用状況に関する調書の提出について	12
報第25号	令和2年度多治見市継続費精算報告書の提出について	13
報第26号	令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	16
報第27号	令和2年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について	17
認第9号	令和2年度多治見市水道事業会計決算の認定について	19
議第62号	令和2年度多治見市水道事業会計利益の処分について	20
認第10号	令和2年度多治見市下水道事業会計決算の認定について	21
議第63号	令和2年度多治見市下水道事業会計利益の処分について	22
認第11号	令和2年度多治見市農業集落排水事業会計決算の認定について	23
議第64号	令和2年度多治見市農業集落排水事業会計利益の処分について	24

認第12号	令和2年度多治見市病院事業会計決算の認定について	25
報第28号	令和2年度多治見市水道事業会計継続費精算報告書の提出について	26
報第29号	令和2年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について	28
報第30号	令和2年度多治見市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について	29
報第31号	令和2年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について	30
報第32号	令和2年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について	31
議第65号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて	32
議第66号	多治見市個人情報保護条例及び多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて	33
議第67号	多治見市債権管理条例の一部を改正するについて	35
議第68号	多治見市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するについて	36
議第69号	多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正するについて	37
議第70号	多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するについて	39
議第71号	多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正するについて	40
議第72号	多治見市都市公園条例の一部を改正するについて	42
議第73号	多治見市都市公園条例及び多治見市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて	44
議第74号	多治見市道路占用料徴収条例の一部を改正するについて	46
議第75号	多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて	49
議第76号	多治見市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて	50

議第82号	工事請負契約の締結について	52
議第83号	物品供給契約の締結について	53
議第84号	多治見市教育委員会委員の任命について	54
議第85号	多治見市固定資産評価審査委員会委員の選任について	55
議第86号	多治見市公平委員会委員の選任について	56

報第21号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

専第16号

工事請負契約の変更について

令和2年3月23日議第35号をもって議決を経た（仮称）多治見市食育センター建設工事建築工事に係るTSUCHIYA・新興特定建設工事共同企業体との工事請負契約の一部を次のとおり変更するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年6月15日

多治見市長 古 川 雅 典

契約金額「1,012,000,000円」を「1,020,737,300円」に変更する。

報第22号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

専第14号

損害賠償の額を定めるについて

令和3年5月20日午前9時10分頃、市内平和町4丁目地内の診療所において、本市職員（南消防署所属）2名が、転院搬送の救急活動のため、院内からストレッチャーで傷病者を搬出する際、玄関の自動ドア枠にストレッチャーを接触させ、同枠を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年6月1日

多治見市長 古 川 雅 典

損害賠償額 一金 31,680円

報第23号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

専第15号

損害賠償の額を定めるについて

令和3年3月23日午後0時35分頃、本町5丁目陶都創造館前の信号機のない交差点において、本市職員（高齢福祉課所属）の運転する公用車が、南側から左折しようとしたところ、西側から右折しようとした普通自動車と衝突し、同車両右フロントフェンダー、右フロントドアパネル等を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年6月14日

多治見市長 古 川 雅 典

損害賠償額 一金 305,340円

認第 1 号

令和 2 年度多治見市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、令和 2 年度多治見市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 23 日 提出

多治見市長 古 川 雅 典

認第 2 号

令和 2 年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、令和 2 年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 23 日 提出

多治見市長 古 川 雅 典

認第3号

令和2年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

認第4号

令和2年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

認第5号

令和2年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

認第6号

令和2年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

認第7号

令和2年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

認第 8 号

令和 2 年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、令和 2 年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 23 日 提出

多治見市長 古 川 雅 典

報第24号

令和2年度多治見市基金の運用状況に関する調書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、令和2年度多治見市基金の運用状況に関する調書を、別紙監査委員の意見を付けて議会に提出する。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

報第25号

令和2年度多治見市継続費精算報告書の提出について

令和2年度多治見市継続費精算報告書を次のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により報告する。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

令和2年度多治見市継続費精算報告書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	全 体 計 画				実 績				比 較				
			年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源	地 方 債	そ の 他		特 定 財 源	地 方 債	そ の 他		特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	
															国庫支出金
2	徴 税 費	土地評価資料更新 業務	30	8,008,000		8,008,000	0	8,007,120		8,007,120	880	0	0	880	0
			元	11,411,000		11,411,000		11,410,200		11,410,200	800	0	0	△ 11,410,200	11,411,000
			2	27,669,000		10,562,000	27,670,680		27,670,680		27,670,680	△ 1,680	0	0	△ 17,108,680
			計	47,088,000	0	18,570,000	28,518,000	47,088,000	0	47,088,000	0	0	0	△ 28,518,000	28,518,000
10	教育費	小泉小学校建替事業費 (補助対象経費分)	元	1,035,177,000	118,216,000	673,500,000	243,461,000	913,100,000	25,136,000	631,400,000	122,077,000	93,080,000	42,100,000	0	△ 13,103,000
			2	2,031,643,000	233,594,000	1,503,000,000	295,049,000	2,076,357,900	334,807,000	1,077,600,000	△ 44,714,900	△ 101,213,000	425,400,000	0	△ 368,901,900
			計	3,066,820,000	351,810,000	2,176,500,000	538,510,000	2,989,457,900	359,943,000	1,709,000,000	77,362,100	△ 8,133,000	467,500,000	0	△ 382,004,900

令和2年度多治見市継続費精算報告書

介護保険事業特別会計

(単位:円)

款	項	事業名	年度	全			体			計			画			実			績			比			一般財源												
				年割額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割額と支出済額の差	左の財源内訳			国庫支出金	特	地方債	財	債	その他	国庫支出金	特	地方債		財	債	その他									
					国庫支出金	地方債	一般財源		国庫支出金	地方債	一般財源		国庫支出金	地方債	一般財源																						
																													国庫支出金	地方債	一般財源	国庫支出金	地方債	一般財源	国庫支出金	地方債	一般財源
1	5	日常生活圏域二一 員計 会画 費策 定委	元			3,850,000	0	3,484,800			3,484,800	0	365,200	0	0	0	365,200	0																			
		総務費	2			5,300,000	0	5,017,100			5,017,100	0	282,900	0	0	0	282,900	0																			
			計			9,150,000	0	8,501,900	0	0	8,501,900	0	648,100	0	0	0	648,100	0																			

令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古川 雅典

健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	△3.7	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

報第27号

令和2年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について

多治見市健全な財政に関する条例（平成19年条例第48号）第24条の規定により、令和2年度多治見市財政向上指針の実施状況を議会に報告する。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

令和2年度多治見市財政向上指針の実施状況

※【 】は目標値、()は令和元年度実績

項 目	目標達成に必要な事項	決算数値
1 収入の増加及び支出の抑制	①収入の増加 債権管理計画で定める収納率を達成、企業誘致による税収増、使用料・手数料等の見直し及び市有財産の一層の有効活用により財源の確保に努めます。 ②支出の抑制 公共施設のランニングコスト軽減、行政改革の実施による経常経費の抑制に努めます。	・諸納付金の収納率 ア 市税 現年度分 98.61% 【98.90%】 (98.97%) 滞納繰越分 33.27% 【30.00%】 (35.62%) イ 諸納付金合計(市税を含む) 現年度分 98.67% 【98.75%】 (98.91%) 滞納繰越分 29.41% 【28.20%】 (32.52%) ・経常経費(普通会計) 歳出額 274.4億円 (271.0億円) 歳出構成比 53.3% (69.7%)
2 市債残高(一般会計負担分)の上限	一般会計の市債残高並びに特別会計及び企業会計の市債残高のうち、令和5年度までに、一般会計で負担すべき残高の合計を470億円、市債の実残高を590億円以内とします。	・一般会計で負担すべき市債残高 434.7億円 (428.6億円) ・市債の実残高 541.8億円 (538.6億円)
3 基金の適正な管理	(1)財政調整基金の可処分額を18億円以上確保します。	財政調整基金残高 50.1億円…① 災害復旧経費留保分 11.0億円…② リスク引当金 2.9億円…③ 財政調整基金可処分額 36.2億円 (40.5億円) ①－②－③
	(2)市債償還対策基金(合併特例債分を除く)は、令和5年度末残高を10億円以上確保します。	年度末残高 8.6億円 (7.5億円) ※ 合併特例債分を除く
	(3)職員退職手当基金は、令和5年度末残高を20億円以上確保します。	年度末残高 20.2億円 (20.1億円)
	(4)庁舎建設基金は、令和4年度末残高を20億円以上確保します。	年度末残高 20.2億円 (19.1億円)
	(5)地域振興基金の年間処分額は、上限1億円とします。	処分額 0.8億円 (0.9億円)

認第 9 号

令和 2 年度多治見市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定により、令和 2 年度多治見市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 23 日 提出

多治見市長 古 川 雅 典

議第62号

令和2年度多治見市水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和2年度多治見市水道事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

認第10号

令和2年度多治見市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度多治見市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

議第63号

令和2年度多治見市下水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和2年度多治見市下水道事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

認第11号

令和2年度多治見市農業集落排水事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度多治見市農業集落排水事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

議第64号

令和2年度多治見市農業集落排水事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和2年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

認第12号

令和2年度多治見市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度多治見市病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

報第28号

令和2年度多治見市水道事業会計継続費精算報告書の提出について

令和2年度多治見市水道事業会計継続費精算報告書を次のとおり調製したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により報告する。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

令和2年度多治見市水道事業会計継続費精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全体計画				実 績			比 較		
				年割額	左の財源内訳		支払義務 発 生 額	左の財源内訳		年割額と支払 義務発生額と の 差	左の財源内訳		
					企業債	損益勘定 留保資金		企業債	損益勘定 留保資金		企業債	損益勘定 留保資金	
資本 的支 出	建設 改良 費	滝呂台配 水池更新 事業（建 設工事）	元	150,000,000	50,000,000	100,000,000	77,635,800	50,000,000	27,635,800	72,364,200	0	72,364,200	
			2	180,000,000	90,000,000	90,000,000	244,652,100	90,000,000	154,652,100	△ 64,652,100	0	△ 64,652,100	
			計	330,000,000	140,000,000	190,000,000	322,287,900	140,000,000	182,287,900	7,712,100	0	7,712,100	

令和2年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和2年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古川 雅典

水道事業会計決算資金不足比率

（単位：％）

	資金不足比率
水道事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

令和2年度多治見市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和2年度多治見市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古川 雅典

下水道事業会計決算資金不足比率

（単位：％）

	資金不足比率
下水道事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

令和2年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく資金不足比率の
報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の
規定により、令和2年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく資金不足比率を、
別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

農業集落排水事業会計決算資金不足比率

（単位：％）

	資金不足比率
農業集落排水事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

令和2年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和2年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古川 雅典

病院事業会計決算資金不足比率

（単位：％）

	資金不足比率
病院事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

議第65号

多治見市手数料条例の一部を改正するについて

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市手数料条例の一部を改正する条例

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表8の項を削り、同表中9の項を8の項とし、10の項から15の項までを1項ずつ繰り上げ、15の2の項を15の項とする。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議第66号

多治見市個人情報保護条例及び多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて

多治見市個人情報保護条例（平成8年条例第25号）及び多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市個人情報保護条例及び多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

（多治見市個人情報保護条例の一部改正）

第1条 多治見市個人情報保護条例（平成8年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第19条第4項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

（多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第2条 多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第67号

多治見市債権管理条例の一部を改正するについて

多治見市債権管理条例（平成21年条例第43号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市債権管理条例の一部を改正する条例

多治見市債権管理条例（平成21年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「歳入」を「分担金等」に改める。

附 則

この条例は、令和4年1月4日から施行する。

議第68号

多治見市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するについて

多治見市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第52号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

多治見市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第69号

多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正するについて

多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例（昭和59年条例第3号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正する条例
多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例（昭和59年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 土地の部(1) 電柱の類、地下工作物の類その他これらに類するものの項中「の規定により算出して得た額」を「第2条及び別表の規定を準用する。」に改め、同表に次のように加える。

3 公園、広場その他これらに類するもの	(1) 物品の販売その他これに類する行為	多治見市都市公園条例（昭和44年条例第23号）別表第2第3号の規定を準用する。
	(2) 業として行う写真の撮影	
	(3) 業として行う映画の撮影	
	(4) 展示会、集会その他これらに類する催し	

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の公布の日以後に申請した施行日以後の使用に係る使用料について適用し、この条例の公布の日前に申請した施行日以後の使

用に係る使用料については、なお従前の例による。

議第70号

多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するについて

多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1） ごみ処理手数料の部一般家庭の款に次のように加える。

指定地持込み	スプリングマットレス1枚につき	2,000円
--------	-----------------	--------

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、施行日以後に持ち込まれたスプリングマットレスに係るごみ処理手数料について適用し、施行日前に持ち込まれたスプリングマットレスに係るごみ処理手数料については、なお従前の例による。

議第71号

多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する
について

多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例（昭和34年条例第18号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例（昭和34年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表1 使用料(2) 研究生実習料等の表を次のように改める。

(2) 研究生実習料等

種別	単位	金額
研究生実習料	年額	220,000円
入所料	1回	62,500円

備考 研究生実習料は、12に分割して、毎月末日までに徴収することができる。

別表2 手数料の表入所考査料の項中「1人」を「1回」に、「16,000円」を「5,500円」に改める。

附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表2 手数料の表の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表1 使用料(2) 研究生実習料等の表の規定は、令和4年4月1日以後に入所した研究生に係る研究生実習料等から適用し、同日前に入所した研究生に係る研究生実習料等については、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表 2 手数料の表の規定は、令和 4 年度研究生として入所志願した者に係る入所審査料から適用する。

議第72号

多治見市都市公園条例の一部を改正するについて

多治見市都市公園条例（昭和44年条例第23号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市都市公園条例の一部を改正する条例

多治見市都市公園条例（昭和44年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「、「指定施設」とあるのは「指定公園以外の有料公園施設」を「、「指定公園」とあるのは「指定公園以外の都市公園」に改める。

別表第2第2号の表中

「		「	
単位	金額（円）	金額	
多治見市道路占用料徴収条例（昭和28年条例第4号）別表の定めるところによる。		多治見市道路占用料徴収条例（昭和28年条例第4号）第2条及び別表の規定を準用する。	
1基（1年）	1,100		
使用する土地1平方メートル（1月）	100		
		」を	
		」	

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の別表第2第2号の表の規定は、この条例の公布の日以後に申請した施行日以後の占用に係る占用料について適用し、この条例の公布の日前に申請した施行日以後の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

議第73号

多治見市都市公園条例及び多治見市体育館の設置及び管理に関する条例
の一部を改正するについて

多治見市都市公園条例（昭和44年条例第23号）及び多治見市体育館の設置及び管理
に関する条例（昭和60年条例第2号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市都市公園条例及び多治見市体育館の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

（多治見市都市公園条例の一部改正）

第1条 多治見市都市公園条例（昭和44年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2第4号(1)アの表入場料等を徴収する場合の部を次のように改める。

入場料等を徴収する場合	13,200円
-------------	---------

別表第2第4号(4)の表入場料等を徴収する場合の部を次のように改める。

入場料等を徴収する場合	3,960円
-------------	--------

（多治見市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 多治見市体育館の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第2号）の一部
を次のように改正する。

別表第1第1号(1)の表競技場の部第1競技場の款入場料等を徴収する場合の項
を次のように改める。

入場料等を徴収する場合	2,970円	4,950円	6,600円	8,580円
-------------	--------	--------	--------	--------

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただ

し、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の多治見市都市公園条例別表第2の規定及び第2条の規定による改正後の多治見市体育館の設置及び管理に関する条例別表第1の規定は、施行日以後の使用又は利用に係る使用料及び利用料金について適用する。

議第74号

多治見市道路占用料徴収条例の一部を改正するについて

多治見市道路占用料徴収条例（昭和28年条例第4号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

多治見市道路占用料徴収条例（昭和28年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条の規定による市道で法第32条第1項の規定により道路の占用（以下「占用」という。）」を「第32条第1項又は第3項」に改める。

第2条に次の1項を加える。

7 同一の占用者が2以上の使用目的で占用する物件に係る占用料の額は、当該占用の主たる目的による占用に係る占用料の額とする。

第4条を次のように改める。

（占用料の徴収方法）

第4条 市長は、法第32条第1項又は第3項の規定により許可をした日から1月以内に、納入通知書により一括して占用料を占用者から徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、占用期間が翌年度以降にわたる場合は、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の部中

「

630
970

「

820
1,260

1,300
560
900
1,200
56
6
3
550
340
1,100
470
2,000
1,100

1,690
730
1,170
1,560
73
8
4
720
440
1,430
610
2,600
1,430

」を

」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲

げる物件の部中

「

24
34
51
67
100
130
240
340
670

「

31
44
66
87
130
170
310
440
870

」を

」に改め、同表法第32条第1項第3号及び

第4号に掲げる施設の部中「1,100」を「1,430」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の部中「200」を「260」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の部中「110」を

「140」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の公布の日以後に申請した施行日以後の占有に係る占用料について適用し、この条例の公布の日前に申請した施行日以後の占有に係る占用料については、なお従前の例による。

議第75号

多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第37号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表和室の項を削り、同表中「暖房設備」を「冷暖房設備」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第76号

多治見市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

多治見市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第7号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

多治見市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 旭ヶ丘公民館の部料理実習室の項中「450」を「350」に改め、同表市之倉公民館の部料理実習室の項中「450」を「350」に改め、同表養正公民館の部料理実習室の項中「450」を「350」に改め、同表南姫公民館の部料理実習室の項中「450」を「350」に改め、同表脇之島公民館の部料理実習室の項中「450」を「350」に改め、同表小泉公民館の部料理実習室の項中「450」を「350」に改める。

別表第1 備考を同表備考1とし、同表備考に次のように加える。

2 料理実習室において、調理設備を使用する場合は、午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分につき100円を加算する。

別表第2（1） 専用利用料金イ 会議室等の表3階料理教室の項中「760円」を「660円」に改め、同表備考に次のように加える。

3 3階料理教室において、調理設備を使用する場合は、午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分につき100円を加算する。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、施行日以後の使用又は利用に係る使用料及び利用料金について適用する。

議第82号

工事請負契約の締結について

多治見市三の倉センター焼却施設第2期基幹改良長寿命化工事（後期）について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 多治見市三の倉センター焼却施設第2期基幹改良長寿命化工事
（後期） |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約金額 | 一金 2,113,100,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都品川区大崎一丁目5番1号大崎センタービル
日鉄エンジニアリング株式会社
代表取締役社長 石俣 行人 |

議第83号

物品供給契約の締結について

ききょうバス中心市街地線バス車両購入について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | ききょうバス中心市街地線バス車両購入 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 一金 21,441,764円 |
| 4 | 契約の相手方 | 多治見市池田町2丁目86番地
協和自動車工業株式会社
代表取締役 若尾 賢一 |

議第84号

多治見市教育委員会委員の任命について

次の者を多治見市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** ***	大嶽 和好	*****	再任（任期は、令和 7年9月30日まで）

提案理由

本市教育委員会委員 大嶽 和好氏の任期が、令和3年9月30日に満了するため、同氏を引き続き任命する。

議第85号

多治見市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を多治見市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** *****	宮嶋 英治	*****	再任（任期は、令和 6年10月28日まで）

提案理由

本市固定資産評価審査委員会委員 宮嶋 英治氏の任期が、令和3年10月28日に満了するため、同氏を引き続き選任する。

議第86号

多治見市公平委員会委員の選任について

次の者を多治見市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年8月23日提出

多治見市長 古 川 雅 典

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** *****	笠鳥 早苗	*****	再任（任期は、令和 7年9月28日まで）

提案理由

本市公平委員会委員 笠鳥 早苗氏の任期が、令和3年9月28日に満了するため、同氏を引き続き選任する。

